

改正

平成18年11月1日規則第49号

平成18年11月30日規則第52号

平成20年7月28日規則第48号

平成20年12月1日規則第64号

平成26年8月18日規則第47号

平成27年12月21日規則第60号

令和3年3月31日規則第44号

住民基本台帳の閲覧に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の個人情報を保護し、事務の適正な執行を図るため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条第1項及び第11条の2第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(閲覧用リストの更新及び廃棄)

第2条 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第14条の規定により作成する住民基本台帳の一部の写し（以下「閲覧用リスト」という。）は、毎年1月及び7月に、それぞれ当該月の1日現在の住民基本台帳に基づき更新する。

2 前項の規定により閲覧用リストを更新したときは、更新前に作成した閲覧用リストを、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。

(閲覧場所等)

第3条 閲覧用リストの閲覧場所、閲覧日、閲覧時間及び閲覧者の定員は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧場所 市民生活部市民課
- (2) 閲覧日 市役所開庁日（閲覧用リストの更新作業に要する期間を除く。）
- (3) 閲覧時間 午前9時から午後零時15分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (4) 閲覧者の定員 1人

(閲覧請求等)

第4条 法第11条第1項の規定により閲覧用リストの閲覧を請求し、又は法第11条の2第1項の規定により閲覧用リストの閲覧が必要である旨の申出をする者（以下「請求者」という。）は、閲

覧しようとする日の14日前までに、法第11条第1項の規定による請求の場合にあっては住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について（様式第1号）を、法第11条の2第1項の規定による申出の場合にあっては住民基本台帳閲覧申出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、法第11条の2第1項に規定する申出の場合においては、申出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書兼開示請求同意書（様式第3号）
- (2) 案内書、パンフレット等利用目的がわかる文書
- (3) 請求者が法人の場合は、法人登記簿謄本の写し等法人の概要がわかる資料及び個人情報保護方針を明らかにした書類
- (4) 委託されて閲覧する場合は、委託契約書の写し等代理権を確認できる書類

2 閲覧の期間は、1請求につき3日以内とし、3日を超えて閲覧しようとするときは、当該閲覧が終了した後に再度請求しなければならない。

（閲覧の承認等）

第5条 市長は、前条第1項の規定により閲覧の請求又は申出を受けたときは、その内容を審査し、閲覧の可否の決定を行い、その結果を住民基本台帳閲覧承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該請求者に通知する。

2 市長は、前項の規定により閲覧の承認（法第11条の2第1項に係る閲覧の承認に限る。）をした場合に、閲覧者が閲覧用リストを閲覧するに当たっては、次に掲げるいずれかの書類により当該閲覧者の確認を行う。

- (1) 個人番号カード
- (2) 住民基本台帳カード
- (3) 旅券
- (4) 運転免許証
- (5) 官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）
- (6) 市長が閲覧を承認するに当たり請求者（請求者において閲覧者を指定した場合は当該指定した者）に送付した住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書に対する回答書（様式第5号）及び官公署が交付する健康保険の被保険者証、療育手帳、各種年金証書等（法第11条の2第1項第3号の規定により市長が定めるもの）

第6条 法第11条の2第1項第3号に規定するその他特別の事情による居住関係の確認として市長が定めるものは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 集合住宅等に係る管理組合その他住宅を管理する組織において、居住者を確認する上で、閲覧リストの閲覧以外に手段がない場合
- (2) 郵送物の誤配等が多く日常生活に支障が生じている場合において、自己の住所への他の者の住所の設定の有無を確認する場合
- (3) 前各号に定めるもののほか市長が必要があると認める場合
(閲覧の方法)

第7条 閲覧は、閲覧した事項を住民基本台帳閲覧転記用紙（様式第6号）に転記する方法により行う。

- 2 市長は、閲覧者が転記した住民基本台帳閲覧転記用紙を複写し、それを保管する。
(遵守事項)

第8条 閲覧者は、閲覧用リストを破損し、若しくは汚損し、又は閲覧用リストに加筆する行為をしてはならない。

- 2 閲覧者は、閲覧場所にカメラ（カメラ付き携帯電話を含む。）、複写機、録音機その他の記録装置を持ち込んで서는ならない。
(閲覧の中止)

第9条 市長は、閲覧者が前条の順守事項を守らない場合は、直ちに閲覧を中止させることができる。
(閲覧者の開示)

第10条 市長は、被閲覧者からの開示請求があったときは、当該閲覧請求者名（閲覧者の個人情報を除く。）、利用目的等を被閲覧者に開示するものとする。
(手数料の算定)

第11条 閲覧手数料は、住民基本台帳閲覧転記用紙に転記された員数に応じて算定する。
(閲覧状況の公表等)

第12条 法第11条第3項及び第11条の2第12項に規定する公表は、年1回とし、前年度分の閲覧状況について毎年6月に行う。
2 前項の公表は、市のホームページ又は広報あびこに掲載する方法により行う。
(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年11月 1 日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月30日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 7 月28日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月 1 日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 8 月18日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月21日規則第60号）

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日規則第44号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

	第 年 月 日 号
我孫子市長 あて	
住 所 名 称 電話番号	
住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について	
住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。	
請求機関の名称	
閱 覧 者	職 名 氏 名
事 務 責 任 者	職 名 氏 名
請 求 事 由	
請求に係る住民の範囲	

- 注1 法第11条第1項に基づく請求のうち、犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難なものの場合には、請求事由欄に請求を必要とする事務の内容、請求事由を明らかにすることが困難な理由及び根拠法令も記入してください。
- 2 特別の申出がない場合は、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを除く申出であるとみなします。

様式第2号（第4条第1項関係）

住民基本台帳閲覧申出書 (個人又は法人による申出用)			
我孫子市長 あて			
年 月 日			
申 出 者	氏 名 (法人名及び代表者名)		
	住 所 (所在地)		
(※共同申出者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)		
	住 所 (所在地)		
閲覧事項の利用目的			
申出に係る住民の範囲			
閱 覧 者	氏 名		
	住 所		
閲覧事項取扱者の範囲 (※法人の場合)			
		活動責任者	住所(又は役職名)
		氏 名	
閲覧事項の管理方法			
利用 する 場合) (※調査研究に	成果の取扱い		
	実施体制		
(※委託者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)		
	住 所 (所在地)		

注 特別の申出がない場合は、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを除く申出であるとみなします。

様式第3号（第4条第1項関係）

誓約書兼開示請求同意書

年 月 日

我孫子市長 あて

年 月 日付けで請求した住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、
閲覧請求書の記載目的以外には一切使用しないこと、また、閲覧する個人情報の保護に
は充分留意し、漏えいしないよう誓約するとともに、被閲覧者からの開示請求があった
場合は、氏名（法人名）、利用目的等を被閲覧者に公開することに同意します。

住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

電話番号

第 年 月 日 号

住民基本台帳閲覧承認（不承認）通知書

様

我孫子市長 国

年 月 日付けで請求・申出のあった住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

閲覧の目的	
閲覧対象者	
閲覧の範囲	住所 ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別
閲覧者	住所
	氏名
閲覧日	年 月 日 時 分 ～ 時 分まで
	年 月 日 時 分 ～ 時 分まで
	年 月 日 時 分 ～ 時 分まで

2 不承認

理由	
----	--

(注意)

- 1 上記に基づいて閲覧を行う際には、この通知書の提示が必要ですので閲覧者に持参させてください。
- 2 個人又は法人の申出による閲覧の場合には、上記1の他に下記(1)又は(2)の書類を閲覧者に持参させてください。
 - (1) 個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証又は官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限ります。）
 - (2) 閲覧者に送付した回答書及び地方公共団体が交付する健康保険の被保険者証、療育手帳、各種年金証明書等身分を証明する書類

第 年 月 日
号 日

様

我孫子市長

印

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧申出を受け付けました。

（注意）

- 1 上記申出に基づいて閲覧を行う際には、申出者に送付した住民基本台帳閲覧承認（不承認）通知書と個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証又は官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限ります。）を提示するか、又は住民基本台帳閲覧承認（不承認）通知書及び地方公共団体が交付する健康保険の被保険者証、療育手帳、各種年金証書等身分を証明する書類を提示した上で、下の回答書を提出してください。
- 2 回答書は、記名押印の上、閲覧者ご自身が持参してください。

----- キ リ ト リ 線 -----

年 月 日

回 答 書

我孫子市長 あて

年 月 日に行われた住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

（住所）

（氏名）

様式第6号 (第7条関係)
我孫子市

No. _____

住民基本台帳閲覧転記用紙

No.	住 所	氏 名	生年月日	性別
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

件 数	
-----	--